

津山圏域クリーンセンター
リサイクルプラザ運営事業
実施方針

平成27年8月

津山圏域資源循環施設組合

《 目 次 》

I 事業内容に関する事項

1	事業の名称・目的	1
2	対象施設の概要	1
3	運営事業の概要	2
4	業務委託に係る経費	3

II 運営事業者の募集及び選定に関する事項

1	募集の方法	4
2	応募資格	4
3	選定方法	5
4	無効又は失格	5
5	選定結果等の公表	5
6	運営事業者選定スケジュール	6

III 運営事業者の責任とリスクの明確化等に関する事項

1	基本的な考え方	7
2	予想されるリスクと責任分担	7
3	事業の実施状況のモニタリング	7
4	運営業務の継続が困難となった場合の対応	7

IV その他

1	実施方針に関する意見	8
2	実施方針の変更	8

I 事業内容に関する事項

1 事業の名称・目的

(1) 事業の名称

津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ運営事業

(2) 事業の目的

津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町で構成する津山圏域資源循環施設組合（以下「組合」という。）では、津山圏域におけるごみの減量化・資源化と循環型社会の構築を目指し、「緑に囲まれた、憩いと潤いの感じられる、県北の地球環境保全の総合センター」という基本理念の下、熱回収施設、リサイクル施設、最終処分場、リサイクルプラザ機能を含む管理棟等を1箇所に集約した総合ごみ処理センター「津山圏域クリーンセンター」を整備している。

本施設は、津山圏域内の一般廃棄物の処理を安全、安定的かつ効率的に行う施設であると同時に、国際社会においても持続可能な社会を実現する施設の一つとして位置付けられる環境学習施設としての役割を担うものであり、組合では、平成26年3月に「津山圏域クリーンセンター環境学習基本計画」を策定し、自然環境分野及び資源循環分野を柱とした環境学習に取り組むこととしている。

本事業は、リサイクルプラザを拠点施設として、資源の有効活用、ごみの減量化及びリサイクルの推進に関する普及啓発及び各種環境学習の推進を図ることで、環境問題の解決に向けた正しい知識の習得を支援し、もって世界的な要請である持続可能な社会の構築に貢献するために必要とされる“人”の育成に資することを目的としている。

2 対象施設の概要

(1) 施設の名称

津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ

(2) 所在地

津山市領家1446番地（津山圏域クリーンセンター管理棟内）

(3) 施設の管理者

津山圏域資源循環施設組合 管理者 宮地昭範

(4) 実施する業務

- ① 津山圏域クリーンセンターを利用した環境学習に関すること。
- ② ごみの減量化、リユース、リサイクル等に関する啓発、情報の収集及び提供、イ

ベントの開催に関すること。

- ③ 再利用可能な不用品等の再利用に関すること。
- ④ リサイクルプラザの施設の提供に関すること。
- ⑤ その他、目的を達成するために必要な事業に関すること。

(5) 主な施設概要

(1F) 展示・学習ホール、リユースコーナー、修理工房、体験工房1、体験工房2、リサイクルプラザ事務室

(2F) 施設学習コーナー、大研修室、小研修室

その他、環境学習の実施にあたっては、リサイクルプラザ施設外のビオトープ、調整池、還元施設等、クリーンセンター敷地内各施設も活用するものとする。

詳細は、別添の津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ施設概要のとおり

(6) 開館日及び開館時間

開館日 火曜日から日曜日

ただし、祝日及び12月29日から1月3日は休館

開館時間 9時から16時まで

(7) 運営開始予定日

平成28年4月1日

3 運営事業の概要

(1) 運営事業の業務内容

- ① 環境学習の支援に関する業務
- ② リユースコーナーの運営に関する業務
- ③ 受付案内に関する業務
- ④ その他リサイクルプラザ運営に必要な業務

(2) 運営の方法

民間事業者等への業務委託による運営

(3) 業務委託に係る契約期間

運営準備期間 契約の日から平成28年3月31日

運営業務期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日

(4) 業務委託の対象となる範囲

- ① 環境学習の支援に関する業務
 - ・ 津山圏域クリーンセンター施設を利用した環境学習の支援等
 - ・ ごみの減量化、リユース、リサイクル等に関する啓発、情報の収集及び提供、イベントの企画・開催等
- ② リユースコーナーの運営に関する業務

- ・ リユースコーナーへの不用品の搬入受付、検品、清掃、軽易な修理等
 - ・ リユースコーナーでの再生品の展示、抽選による譲渡等
- ③ 受付案内に関する業務
- ・ 来館者に対する施設案内等
- ④ その他リサイクルプラザ運営に必要な業務
- ・ 施設の開錠、施錠、日常的な清掃業務等
- (5) 組合が行う業務の範囲
- ① 環境学習の支援に関する業務
- ・ 環境学習支援マニュアルの作成
 - ・ 準備期間における説明員の研修
 - ・ 団体（小学校等）の予約受付
- ② リユースコーナーの運営に関する業務
- ・ 有償譲渡品に係る納付書の発行、料金徴収
- ③ 受付案内に関する業務
- ・ 大研修室、小研修室、体験工房1、体験工房2の貸館使用に係る許可及び使用料徴収
- ④ その他リサイクルプラザ運営に必要な業務
- ・ 機械警備の実施
 - ・ 自動ドア、エレベータ、消防設備、電気設備、空調機械設備等の保守点検
 - ・ 窓清掃、エアコンフィルター清掃、床ワックス等の定期清掃

4 業務委託に係る経費

(1) 経費の負担について

運営事業に要する経費は、組合が支払う委託料によって賄うものとする。

また、経費に不足が生じた場合は、組合が特別な事情があると認めない限り、運営事業者の負担とする。

(2) 委託料の額

委託期間の委託料の上限額は、下記の金額を予定している。

基準価格	90,000千円	(消費税及び地方消費税抜き)
(平成28年度)	30,000千円	
(平成29年度)	30,000千円	
(平成30年度)	30,000千円	

Ⅱ 運営事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集の方法

公募とする。

2 応募資格

応募できる団体は、業務委託に係る契約期間中、確実に業務遂行できる法人その他の団体（以下「団体等」という。）とする。

なお、団体等は単独であっても共同事業体であっても応募できるものとするが、同一の団体等が複数の提案を行うこと及び複数の共同事業体の構成員になることは認めない。

また、次の欠格事項に該当する者は応募資格がないものとする。

- (1) 団体又はその代表者が、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 代表者、役員又はその使用人が、刑法第 96 条の 3 又は第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者。
- (3) 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者。
- (4) 団体又はその代表者が、本業務に関連する法規に違反するとして関係機関から認定された日から 2 年を経過しない者。
- (5) 団体又はその代表者が、所得税、法人税、消費税及び市税等を滞納している者、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない者又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない者。
- (6) 次に掲げる団体。
 - ① 暴力団（岡山県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）
 - ② 代表者又は役員が暴力団員等（岡山県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。）である団体
 - ③ 暴力団又は暴力団員等が、経営に実質的に関与している団体
 - ④ 暴力団員（岡山県暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）であることを知りながら、その者を雇用・使用している団体
 - ⑤ 代表者又は役員が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している団体

3 選定方法

(1) 審査委員会の設置

運営事業者の選定にあたっては、津山圏域資源循環施設組合プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき、津山圏域資源循環施設組合プロポーザル審査委員会を設置し、審査を行うものとする。

(2) 審査項目

- ① 事業実施に関する事項
 - ・ 基本的な運営業務に関すること
 - ・ 環境学習支援業務に関すること
 - ・ リユースコーナー運営業務に関すること
 - ・ 収支計画等に関すること
- ② サービス提供体制に関する事項
 - ・ 運営体制に関すること
 - ・ 危機管理等の対策に関すること
- ③ 運営経費に関する事項
- ④ 申請団体に関する事項
- ⑤ その他

4 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られない場合
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) その他、審査委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められる場合

5 選定結果等の公表

応募状況については、申請のあった団体の名称について公表するものとする。

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、組合のホームページで公表する。

6 運営事業者選定スケジュール

- | | |
|----------------|-------------------------------------|
| (1) 募集期間 | 平成 27 年 10 月 1 日から平成 27 年 11 月 17 日 |
| ① 募集公告 | 平成 27 年 10 月 1 日 |
| ② 現地説明会申込 | 平成 27 年 10 月 1 日から平成 27 年 10 月 8 日 |
| ③ 現地説明会 | 平成 27 年 10 月 14 日 |
| ④ 参加表明書・質問受付開始 | 平成 27 年 10 月 14 日 |
| ⑤ 質問受付締切 | 平成 27 年 10 月 20 日 |
| ⑥ 質問に対する回答 | 平成 27 年 11 月 4 日 |
| ⑦ 参加表明書締切 | 平成 27 年 11 月 10 日 |
| ⑧ 公募申請書等の提出締切 | 平成 27 年 11 月 17 日 |
| (2) 審査委員会 | 平成 27 年 12 月 2 日 |
| (3) 選定結果の通知 | 平成 27 年 12 月上旬 |
| (4) 業務委託契約 | 平成 27 年 12 月中 |
| (5) 準備業務期間 | 業務委託契約の日から平成 28 年 3 月 31 日 |
| (6) 運営業務期間 | 平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日 |

Ⅲ 運営事業者の責任とリスクの明確化等に関する事項

1 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、合理的かつ効率的な運営と利用者への質の高いサービスの提供を目指すものである。

2 予想されるリスクと責任分担

原則として別紙1のとおりとする。

3 事業の実施状況のモニタリング

組合は、事業者が実施する委託業務に関して、定期的かつ必要に応じてモニタリングを行う。

4 運営業務の継続が困難となった場合の対応

- (1) 運営事業者は、運営業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には、速やかに組合に報告するものとする。
- (2) 運営事業者の責めに帰すべき事由により適正な運営事業の実施が困難となった場合又はその恐れがあると認められる場合には、組合は運営事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、運営事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、組合は業務委託契約を解除することができる。
- (3) 運営事業者が組合の指示に従わない場合や運営事業者の財務状況が著しく悪化する等運営事業の継続が困難と認められる場合には、組合は業務委託契約を解除することができる。
- (4) 上記(2)又は(3)により運営事業者との業務委託契約を解除した場合又は運営事業者が業務を放棄したことにより組合に損害が生じた場合、運営事業者は組合に生じた損害について賠償の責めを負うこととなる。
- (5) 組合又は運営事業者の責めに帰することができない事由により運営業務の継続が困難となった場合には、組合と運営事業者は運営業務継続の可否について協議をすることとする。

IV その他

1 実施方針に関する意見

実施方針に関する意見がある場合には、添付の「実施方針に関する意見書」に記入の上、FAX 又は電子メールで受付期間内に提出するものとする。

2 実施方針の変更

実施方針の公表後、意見を踏まえて、入札公告までに、実施方針の内容を見直し、変更することがある。

◆ 「実施方針に関する意見書」受付期間

平成 27 年 8 月 10 日(月)から平成 27 年 9 月 7 日(月)

◆ 提出先及び問合せ先

津山圏域資源循環施設組合 総務課

〒709-4603 岡山県津山市中北下 1300 (津山市役所久米支所 3 階)

TEL 0868-32-7017 FAX 0868-32-7019

E-mail plaza01@shigen-tsuyama.jp

別紙1 リスク分担一覧表

分類	概要	組 合	運 営 事業者
制度・法令変更リスク	本事業に直接関係する関係法令、許認可の変更等に係るもの	○	
	上記以外の法令の変更等		○
税制度変更リスク	運営事業者の利益に課される税制度の変更等		○
	上記以外の税制度の変更等	○	
政治・政策リスク	組合の政策方針の転換等による本事業の中止、変更又はコスト増大	○	
	業務委託期間中の組合議会による予算執行停止等	○	
債務不履行リスク	運営事業者の債務不履行による本事業の破綻等		○
不可抗力リスク	天災、暴動などの組合及び運営事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由	○ ※1	
運営事業計画リスク	環境学習実施希望団体数の見込み違い、リサイクルコーナーへの搬入品の数量や程度の見込みちがい等		○
運営瑕疵リスク	運営事業者の瑕疵に起因する損害等の発生		○
施設構造リスク	施設構造に起因するもの	○ ※1	※2
許認可等取得リスク	管理運営に必要な許認可の取得及び資格者の配置等の不備	※3	○
ユーティリティに係るリスク	ユーティリティの故障による運営費の増大	○	

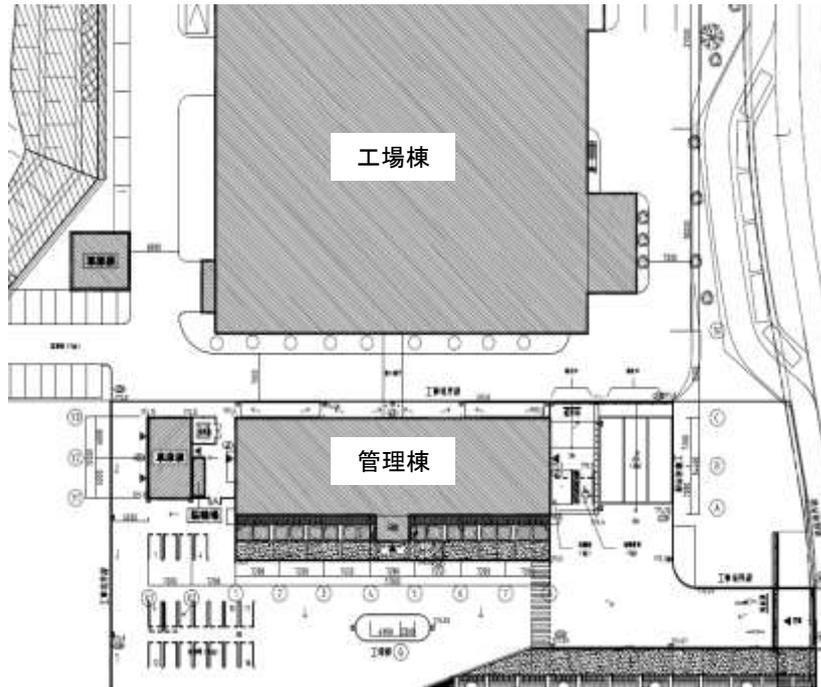
※1 : 不可抗力リスク、施設構造リスクについては財物の損害であり、組合がそれに伴う休業補償、営業補償等は行わない。

※2 : 運営事業者が施設構造の不備を認識しているにも関わらず、適切な対応を欠いている場合には、運営事業者のリスクとする。

※3 : 許認可の取得につき、組合の協力を要する場合には、組合は合理的な範囲内でこれに協力する。

津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ施設概要

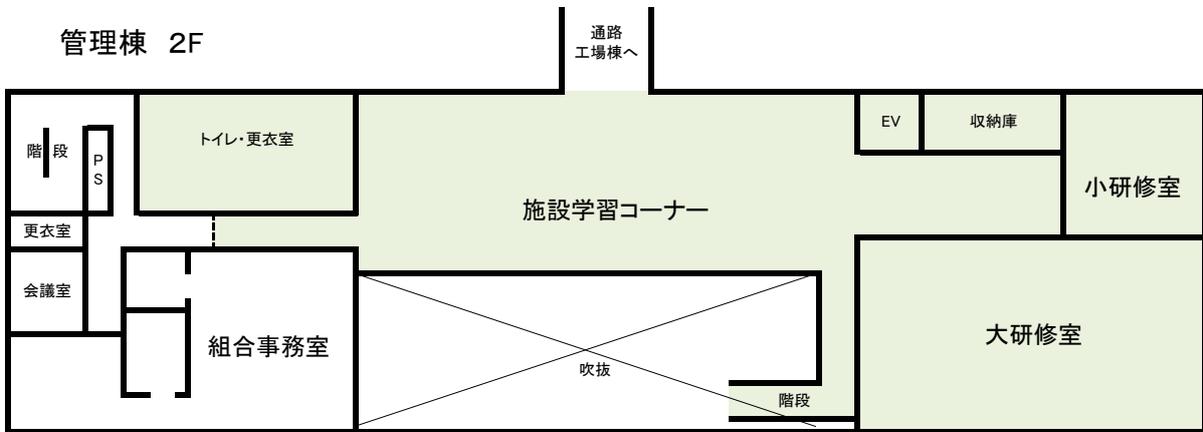
1 施設の配置について



管理棟 建築面積 1,017.46㎡ 延床面積 1,506.43㎡

2 諸室の配置について

管理棟 2F



管理棟 1F



3 環境学習に活用できるクリーンセンター敷地内の各施設について

① 重要種(動植物)の移植
オムラサキやアキナシなどの貴重な生き物たちを保全するため、移植をおこなっています。

② ビオトープ
落葉な場所を好む生き物のために、掘田跡を利用したビオトープをつくっています。ここでは生き物たちの観察もできます。

③ スロープ付き側溝
小さな生き物が落ちてもはいるが、雨あがりに溜まるように、溜まり場所に設置する側溝にはスロープ(斜面)をつけています。

④ 緑化ブロック
道路壁面を階段状にして、植栽をしています。雑草が生えたり、乾燥することを防ぐため、この地の伐採木からできたチップを利用しています。

⑤ 法面処理
在来種(地域に元々ある植物)を使って法面(人工的な斜面)を緑化し、周辺の生態系に影響が出ないようにしています。

⑥ 敷地内植栽樹種
在来樹種(この地域に元々ある木々)を植栽し、生態系の回復につとめています。